長第02060002号
令和２年２月６日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者
様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
（公印省略）

高齢者施設等における新型コロナウイルスへの対応について（周知徹底）

平素より、高齢者施設等の適切な運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記については、令和２年２月３日付け長第02030002号介護サービス指導室長通知により厚生労働省からの１月３１日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（「以下「厚生労働省事務連絡」という。）」を周知したところです。

当該厚生労働省事務連絡の中で、概ね過去２週間以内に武漢市を含む湖北省から帰国した職員等（武漢市を含む湖北省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）について、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認の上、(ア)又は(イ)に従った対応を促し、該当する職員等がいる場合には、施設長からすみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めることとしております。

※（ア）帰国又は接触から２週間に発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状が出た職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡し指示に従うこと。
（イ）現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から２週間の間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。

つきましては、上記(ア)又は(イ)に該当する職員等がいる場合には、施設長からすみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めるようお願いいたします。
（留意事項：職員等には、外国人技能実習生や、留学生によるアルバイトやボランティアも含みます。）

高齢者施設等におかれては、引き続き、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に、厚生労働省事務通知別紙「留意事項」に基づき、適切に新型コロナウイルスの感染予防対策を実施いただきますよう、お願いします。

また、新型コロナウイルスについては、下記ホームページ等から常に最新かつ正確な情報を収集・確認願います。

なお、和歌山県健康推進課が作成したリーフレット（２月３日更新版）及び「和歌山県新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター設置のお知らせ」を添付します。感染予防対策等の周知にご活用ください。

記

◆情報収集できるホームページ、厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）等

○「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○「新型コロナウイルス感染症について」（和歌山県健康推進課）
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00203179.html

○「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

○「新型コロナウイルスに関する事業者・職場のＱ＆Ａ」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00002.html

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版・パンフレット（2019年3月）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

○ 厚生労働省の電話相談窓口（コールセンター）電話番号０１２０－５６５６５３（フリーダイヤル）
（受付時間：９：００～２１：００）（２月７日（金）９時から）

◆その他感染症についてのご相談は、最寄りの保健所又は県庁健康推進課にご連絡ください。

【お問合せ時間】
県庁及び県立保健所（支所）：月曜日～金曜日（祝日除く）9：00～17：45
和歌山市保健所　　：月曜日～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
※ただし緊急時は、この限りではない。

県庁健康推進課	073-441-2643	和歌山市保健所	073-488-5112
海南保健所	073-482-0600	岩出保健所	0736-61-0020
橋本保健所	0736-42-0491	湯浅保健所	0737-64-1291
御坊保健所	0738-22-3481	田辺保健所	0739-26-7933
新宮保健所	0735-21-9630	新宮保健所串本支所	0735-72-0525

・最新の情報は、和歌山県ホームページでご確認ください。
（右のＱＲコードよりアクセス）

事　務　連　絡
令和２年１月３１日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について

標記について、現在の考え方として別紙の通り留意事項をとりまとめましたので、内容を確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がございます。

対応に当たっては、社会福祉施設等の職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染対策マニュアル等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう努めていただくようお願いします。

また、管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

（参考）
○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf

※　障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」をご参照いただきたい。

（別紙）

留意事項

（１）　新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者（以下「職員等」とする。）はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

（参考）

○　「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）、P.８（飛沫感染対策）、P.12（接触感染対策）

○　「高齢者介護施設における感染対策マニュアル　改訂版」（厚労省）、P.４（感染経路の遮断）

（２）　概ね過去２週間以内に武漢市を含む湖北省（※１）から帰国した職員等（武漢市を含む湖北省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めること。

（※１）地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

（参考）武漢市からチャーター機で帰国した職員等については、政府として、２週間は外出を控え、自宅で滞在していただくよう要請している。

（ア）　帰国又は接触から２週間に発熱（37.５度以上）や呼吸器症状が出た職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡し指示に従うこと。（※２）

（イ）　現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から２週間の間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。

（※２）「新型コロナウイルスに関するQ&A」（令和２年１月27日時点版）によれば、潜伏期間は現在のところ不明であるが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられている。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

（３）　新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報（※３）を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

（※３）以下に掲載するHP等を活用し情報収集すること
・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置について」（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html
・「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（内閣官房）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚労省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（４）　職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

（問合せ先）

＜新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口＞
ＴＥＬ：０３－３５９５－２２８５
※受付時間　９時００分～２１時００分（土日・祝日も実施）

＜児童福祉施設等に関するお問い合わせ＞
○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線４８６７、４８６８）
○厚生労働省子ども家庭局母子保健課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線４９７６、４９７７）

＜保護施設に関するお問い合わせ＞
○厚生労働省社会・援護局保護課
ＴＥＬ：０３―５２５３－１１１１（内線２８２４）

＜障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ＞
○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線３１４８）

＜介護保険サービスに関するお問い合わせ＞
○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線３９７５、３９７３）
○厚生労働省老健局高齢者支援課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線３９２９、３９７１）
○厚生労働省老健局振興課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線３９３７、３９７９）
○厚生労働省老健局老人保健課
ＴＥＬ：０３－５２５３－１１１１（内線３９４８、３９４９）

【事業所管理者の皆さまへお願い】 (2020.02.03版)

中華人民共和国湖北省武漢市等において
新型コロナウイルス感染症関連肺炎の発生が拡大！

令和元年１２月以降、中華人民共和国湖北省武漢市等各地において新型コロナウイルス感染症の患者が増加しており、肺炎になることもあるので、注意が必要です。主な症状は、発熱、全身倦怠感、乾いた咳です。

ご配慮ください

・職員に対しては、**咳エチケット**や**手洗い**等、感染予防対策を推奨してください。
（季節性インフルエンザ等の基本的な感染予防対策が、新型コロナウイルス感染症にも有効です。）

・不特定多数が出入りする施設については、**アルコール消毒の設置**にご配慮いただきますようお願いします。

・**武漢市を含む湖北省**から帰国・入国された方、接触された方で、発熱や呼吸器症状を発症した場合は、**保健所に連絡**してください。なお、連絡時は、武漢市等への滞在歴をお伝えください。

・職員の**健康状態の把握**に努めてください。

・その他感染症についてのご相談は、最寄りの保健所又は県庁健康推進課にご連絡ください。

【お問合せ時間】
県庁及び県立保健所（支所）：月曜日～金曜日（祝日除く）9：00～17：45
和歌山市保健所　　：月曜日～金曜日（祝日除く）8：30～17：15
※ただし緊急時は、この限りではない。

県庁健康推進課	073-441-2643	和歌山市保健所	073-488-5112
海南保健所	073-482-0600	岩出保健所	0736-61-0020
橋本保健所	0736-42-0491	湯浅保健所	0737-64-1291
御坊保健所	0738-22-3481	田辺保健所	0739-26-7933
新宮保健所	0735-21-9630	新宮保健所串本支所	0735-72-0525

・最新の情報は、和歌山県ホームページでご確認ください。
（右のＱＲコードよりアクセス）

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

【重要なお知らせ】（個人向け）　（2020.02.03作成）

中華人民共和国湖北省武漢市等において
新型コロナウイルス感染症関連肺炎の発生が拡大！

武漢市を含む湖北省から帰国・入国された方・接触された方で、
発熱や**呼吸器症状**がある場合は、**保健所に連絡**してください。

日本語を話せない方は、**県庁健康推進課（073-441-2643）**にご連絡ください。

保健所の連絡先はこちら ⇒
扫码可查看保健所联系方式
Contact information of health centers

中国湖北省武汉市等发生新型冠状病毒性肺炎！

从武汉市以及湖北省其他地方回国、入境或是接触过这些地方的人的，出现发烧或是呼吸道症状的人，请速与保健所联系。不会日语的请与县政府健康推进课（073-441-2643）联系。

Novel coronavirus-infected pneumonia has spread from Wuhan City, Hubei Province of China!

If you have a fever and/or respiratory symptoms after travelling from/to Hubei Province including Wuhan City or having contact with someone from the province, please contact a health center.

If you do not speak Japanese, please contact
Health Promotions Division, Wakayama Prefectural Government (073-441-2643).

【感染予防のために】
・**手洗い・うがい**等感染予防対策に努めましょう。
・咳のある時は、「**咳エチケット**」を心がけましょう。

「咳エチケット」とは？
○咳・くしゃみの際には、ティッシュで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
○使用後のティッシュは、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
○マスクを正しく着用し、感染拡大防止に努めましょう。

【预防传染病】
勤洗手、勤漱口预防传染。出现咳嗽症状时，请做好防护措施。
防护措施：咳嗽、打喷嚏时，用纸巾捂住口鼻，不要对着周围的人。用过的纸巾要立即丢入带盖子的垃圾桶内。请正确佩戴口罩，防止传染给他人。

[To prevent infection]
-Please take preventive measures such as handwashing and gargling.
-When you are coughing, please practice proper “Cough Etiquette”.

What is “Cough Etiquette”?
Cover your mouth and nose with a tissue and turn your face away from people around you when coughing or sneezing. Discard used tissue immediately in a bin with a lid. Wear a mask properly to prevent the spread of infection.

その他感染症に関するご相談は県庁健康推進課までお問い合わせください。
Please contact Health Promotions Division, Wakayama Prefectural Government for any other inquiries related to infections.
其他关于传染病的咨询请与和歌山县政府健康推进课联系

和歌山県

令和２年２月５日
資　料　提　供

新型コロナウイルス感染症に関する

帰国者・接触者相談センターを設置しました

新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる場合に、患者を診療体制の整った医療機関につなぐため、本日、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センターを設置しましたのでお知らせします。

１　開設日

令和２年２月５日（水）

２　相談の対象者

次のアからウのいずれかに該当する方（ただし、以下の条件に該当しない場合も柔軟に相談対象とします）

ア　発熱かつ呼吸器症状があり、発症前１４日以内に湖北省に渡航又は居住していた方

イ　発熱かつ呼吸器症状があり、発症前１４日以内に湖北省に渡航又は居住していた方と接触された方

ウ　発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑い患者に濃厚接触された方

※濃厚接触とは

疑い患者との同居又は長時間の接触、疑い患者への診察・看護・介護の実施、疑い患者のたんやつばなどに直接触れた可能性が高い者

３　相談センターの連絡先等

保健所	住所	連絡先	お問合せ時間（平日） （時間外・休日）
和歌山市保健所	和歌山市吹上５－２－15	090－9870－5112	２４時間対応
海南保健所	海南市大野中 939	073－482－0600	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
岩出保健所	岩出市高塚 209	0736－61－0020	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
橋本保健所	橋本市高野口町名古曽 927	0736－42－0491	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応

湯浅保健所	有田郡湯浅町湯浅 2355－1	0737－64－1291	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
御坊保健所	御坊市湯川町財部 859－2	0738－22－3481	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
田辺保健所	田辺市朝日ヶ丘 23－1	0739－26－7933	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
新宮保健所	新宮市緑ヶ丘 2－4－8	0735－21－9630	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応
新宮保健所 串本支所	東牟婁郡串本町西向 193	0735－72－0525	9:00～17:45（平日） ※時間外・休日も対応

※県立保健所での時間外・休日の対応については電話でアナウンスするので確認してください。

4　その他

帰国者・接触者相談センターは２の相談対象者の要件に一致する方が対象となりますが、それ以外の県民の方の健康相談は、和歌山県のホームページ内（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/d00203179.html）の相談窓口の番号におかけください。

お問い合わせ先
【和歌山県】
健康推進課感染症対策班
担当：並川、花光
連絡先：073-441-2657